

# 男性介護者の仕事と介護を巡る実態と論点

## —介護者モデルの変容と新しい生き方モデル—

津止 正敏

立命館大学産業社会学部教授

### はじめに

今年2015年は、育児休業や介護休業を謳つたILO（国際労働機関）の第156条約「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」を我が国が批准して20年になる。家族的責任条約といわれるこの条約は1981年に採択されたが、日本では育児休業の法制化（1992年）とそれに続く介護休業の法導入後の1995年にやっと批准となった。介護休業の法施行はそれから4年も待つことになった。家族的責任といえば、何か家族の義務と言われているように聞こえるが、条約の精神はそうではない。家族のケアを引きうける事によって男女の労働者が不利益を被ることながないよう条約批准国に各種の労働者保護や便宜提供を義務付けたものだ。労働者にとっては義務ではなくむしろ家族の権利条約ともいえるものだ。育児や介護という家族のケアに接続可能な働き方を世

界標準とすべきだという主張だが、わが国では1年間（2011年10月～12年9月）で出産・育児退職は26万人、介護退職も10万人に上る（「マタハラ」（杉浦 2009）という言葉が生まれ深刻な保育所不足も指摘される育児期もそうだが、介護期における雇用環境もまた全く無防備な状態といえよう。

後述するように働きながら介護する人は290万人を超え、もう介護者全体の半数を超えている。のうち介護しながら働く男性は130万人、その多くが40代50代という職場と家計を支える人たちである。正規・中核的な男性社員と非正規・周辺的な女性社員という40・50代の男女の働き方の偏向からいえば、仕事と介護の環境を巡る問題状況は男性を焦点化することによってより尖銳に把握することが可能となろう。

仕事と介護の両立課題という新しい生活と経済の政策課題がこれまでにないような重量感をもつて浮上している。

### つどめ まさとし

1953年、鹿児島県生まれ。立命館大学教授。同大学院社会学研究科修士課程修了。京都市社会福祉協議会（地域福祉部長、ボランティア情報センター長）を経て、2001年から現職。2009年3月に「男性介護者と支援者の全国ネットワーク」を発足させ、事務局長を務める。

著書に『ケアメンを生きる—男性介護者100万人へのエールー』『男性介護者白書—家族介護者支援への提言—』、『ボランティアの臨床社会学—あいまいさに潜む「未来」—』、『しあわせの社会運動—人がささえあうということ—』など。

### 男性介護者の介護実態

「男性介護者と支援者の全国ネットワーク」の設立（2009年3月）を前後して、筆者らが介護する男性を「男性介護者」と記述するようになって数年が経過した（津止・斎藤 2007）。その数は100万人を超える介護者の3分の1を占める、ということが社会に広く知られるようになった。献身的な介護も話題になるが、一方でメディアに登場する不幸な介護

事件の加害者も多くが男性だということにも大きな関心が集まっている。事件を起こす男性のキャラクター以上にこの社会や支援制度の構造に問題が潜んでいるのではないか、とケアマネージャや看護師、介護福祉士、ホームヘルパー等援助職の多くが気付き始めている。

イクメンに倣って名付けた「ケアメン」（津止2013）という言葉への社会の認知も広がり、各地にケアメンを冠したグループや集い、講座などのイベントが盛んに開かれるようになった<sup>2</sup>。そこには自らの介護体験を語り、またその話に耳を傾ける多くの男性介護者が参加し、介護をテーマに談義を重ねている。喜怒哀楽に満ち満ちた赤裸々な介護生活を、介護者になって初めて出会ったばかりの他者に晒している。私を語り、弱音を吐いて、助けを求める、というコミュニケーションは、ビジネストークは出来てもプライベートを話題にすることはなかったこれまでの男性の交流文化にはなかった場面ではないか。それでもなお、介護現場では支援困難者としての男性介護者、というイメージも付きまとひ、またそのような実態も深く残っていることから介護する男性へのアプローチを殊更に難しくしている。男性の介護実態が求めているような本格的な支援の広がりにはまだ道半ばである。

## (1) 家族介護者の推移

### —介護者モデルの変容—

家族介護者の推移を示す各種のデータをもとに男性介護者の概況を記してみよう。

日本で始めて全国規模での介護調査（寝たきり老人実態調査）が行われたのは1968年。日本社会の前と後ろを分かつかのような高度経済成長政策により、家族の内部に深く沈殿していた高齢者の介護問題がようやく社会化しつつあった時期だ。有吉佐和子の「恍惚の人」がベストセラーになったのはそれから4年後の1972年のこと。68年の介護調査では寝たきりなどの被介護者はおよそ20万人とされ、介護者は子どもの配偶者（ほぼすべてが嫁）が全体の49.8%を占めており、次いで配偶者（ほぼ妻）が25.1%、娘が14.5%、と介護者のうち女性が

占める割合はほぼ9割を占めた。

それからほぼ半世紀。寝たきりや認知症など要介護状態にある高齢者は、介護保険の要支援・要介護認定を受けている人だけでも600万人を超え、サービス受給者の数も500万人超だ<sup>3</sup>。2013年6月に発表があった厚労省の研究グループ（代表・朝田隆筑波大学院教授）の研究報告では認知症者462万に加え認知症予備軍といわれる軽度認知障害（MCI）の人が400万と推定されていることから、加齢や心身の障害、事故、難病などにより介護が必要な人は介護認定者の600万人を遥かに超えるものと思われる。

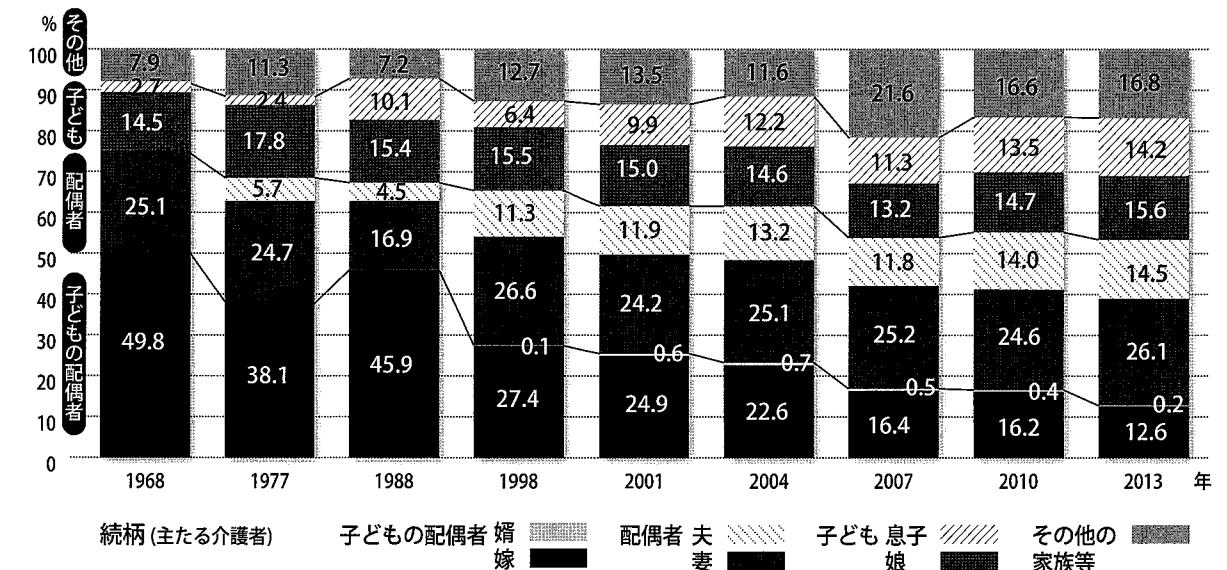
図表1にみるように介護者の続柄も激変した。半数を占めていた子どもの配偶者（嫁）は3分の1にまで減少した。主たる介護担い手からの嫁の劇的な撤退をその裏側で引き受けたのが、夫や息子といった男性であったといえよう。いまや夫婦介護では男性が3分の1、実子が介護する場合には息子が45%を占めるというように介護する者の性差は明らかに縮小している。筆者らは「夫婦介護」「老老介護」「実子介護」といった現象を、核家族化や夫婦共働きの一般化、女性の社会参加と地位の向上等によって生じた「介護者モデルの変容」という社会構造的な文脈において捉えてきた。夫婦・老老・実子・男性・シングルの介護者が激増するという介護者モデルの劇的な変容にも拘らず、現実の介護政策がいまだに抛って立っているのは「嫁・女性」という従来の介護者モデル（若くて体力のあり開示も介護もスキル豊富で介護者役割を厭わない介護者）という矛盾。介護される人はもちろん介護する人にも社会の支援を可能とする介護者支援法の確立を日本ケアラー連盟（2010年発足）が主張している<sup>4</sup>が、これこそがいまの介護支援制度に欠落し、これから必要な介護政策の課題として問われなければならないことではないか。

## (2) 男性介護者の介護スタイル

### —包括的な介護者支援の課題—

筆者らは、ここ数年来、妻を介護する夫や、親を介護する息子という男性の介護実態<sup>5</sup>や介護意識

図表1 同居の主たる介護者の続柄別推移表



出所：全国社会福祉協議会「居宅ねたきり老人実態調査」(1968年)、同「老人介護の実態調査」(1977年)、同「在宅痴呆老人の介護実態調査」(1987年)、厚生労働省「国民生活基礎調査(世帯票)」(1998～2013年)、より筆者作成。  
1968、1977、1988年の「嫁」の数値は「婿」を含む。また1968年の「妻」の数値は「夫」を含む。

に関する調査研究や支援交流活動を続けてきた。何一つ備えなきままに介護場面に投入され戸惑いながらも家族的責任を果たそうともがき苦しみ奮闘する多くの介護者との出会いがあった。先の見えない介護に力尽き絶望し悲劇的な事件に至る人もいれば、これまでの仕事一筋の生活では気付きようのなかった新しい生活の価値や関係性に一縷の希望を託してこれから希望を見出そうとしている人もいた。

主たる介護者としての動機も契機も一様ではない介護者だが、しかしいざ介護が始まれば誰もがその生活は一変する。とりわけ炊事・掃除・洗濯・買物などの生活スキルを獲得し保持することを期待されることもなくそのトレーニングの機会にも乏しく、逆にそこから排除さえされてきた男性には、入浴・排泄・移動といった介護の困難はもちろん慣れないう家の課題が立ちはだかる。長年の早朝に家を出て深夜に帰宅という暮らしでは地域コミュニティも縁遠い。被介護者から四六時中目が離せずに自由なる時間が全くなくなり疲弊し孤立する介護者もいる。家族の長という規範や自負心が自縛自縛となって過剰な家族的責任を呼び込む。弱音を吐かずに誰にも頼らず一人ですべてを抱え込んで、葛藤を深める。目標を設定してひたすら成果を追い求め

るビジネスモデルのような男性に顕著な介護スタイルが社会との関わり疎遠にし、孤立に向かう。

ビジネスモデルの介護に傾斜しがちな男性介護者を上野千鶴子は次のように言って叱責する。「妻の介護に達成目標や課題を掲げ、ネットワークを活用して社会的資源を動員し、『思いどおりの介護』を妻に強いる例もあることが知られている。一見、愛情から見えるが実は自己満足」(上野2007年)。介護の放棄だけでなく過剰な介護もまた当事者にとっては「不適切な介護」になるということだが、こうした行為や態度、振る舞いは病理や逸脱という以上に、むしろこの社会が長きに亘ってモデル化してきた強く逞しい男性像と仕える女性像という社会規範・ジェンダー規範に起因しているものだということも忘れてはならない。「介護に従事することによる男性社会からの排除と周縁化と、介護を通じた男性性との格闘」(斎藤2015)という男性介護者固有の困難に寄り添う視点こそ重要であろう。

確かに男女共同参画という視点から見れば、介護者役割を担う男性が増えているということは喜ばしいことには違いない。だが、上野が指摘するような実態も含めて介護する男性の暮らしと介護の実態を知れば知るほどに手放して歓迎されるような事態にはなっていない。介護問題が解決されるどこ

図表2 働きながら介護している人

		総数	40歳未満	40～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上
有業者総数(1)		64,420	24,601	14,640	6,363	6,141	6,120	3,201	3,352
介護している 男女別	有業者数(2)	2,910	319	534	515	619	546	213	160
	男性	1,309	142	216	197	276	277	113	85
	女性	1,601	176	317	318	343	269	99	75
(2) ÷ (1)		4.5%	1.3%	3.6%	8.1%	10.1%	8.9%	6.7%	4.8%

出所：平成24年就業構造基本調査（総務省）。数字単位は万人（千人以下は切り捨て）

ろか、例えば介護心中や虐待といった不幸な事件の多発化など、むしろ場面や課題によっては問題をさらに複雑にして悲劇的事件の温床にすらなっている状況が生まれている（湯原2015）。

なぜこうした状況が引き起こされるのか。春日キスヨは「介護を、女性のように慣習にしたがって引き受けたのではなく、自らの選択意思で引き受けたことが、こうした（筆者注－介護事件の温床となるような）男性介護者の弱点といわれることにつながっているのではないだろうか」（春日2010）と言っている。私もまた春日に同感する。同時に、自分の意思で引き受けたわけではない、望んだわけでもない、介護するしかない、自分しかいないのだから、という多くの男性もいるということにも注意を喚起したいと思う。硬い意思で気構えて介護役割を引き受ける人、こんなはずではなかったと戸惑いながらも介護する人、いずれもが男性介護者の典型である。女性のように「慣習」という日常化された介護実態とは確実に一線を画する「非日常化」された暮らしと介護こそが男性の介護実態を特徴づける。「非日常化」された介護は、介護を担う者のこれまで生活をすべて排斥し、すべてを否定するかのように、ある日突然に出現する。これまで長期に亘って大事に培ってきた社会との接点を奪い去っていく、ということだ。

介護者役割を担うことから同時多発的に発生する暮らし丸ごと課題を浮き彫りにしているが、包括的な家族介護者支援という新しい政策テーマの根拠である。

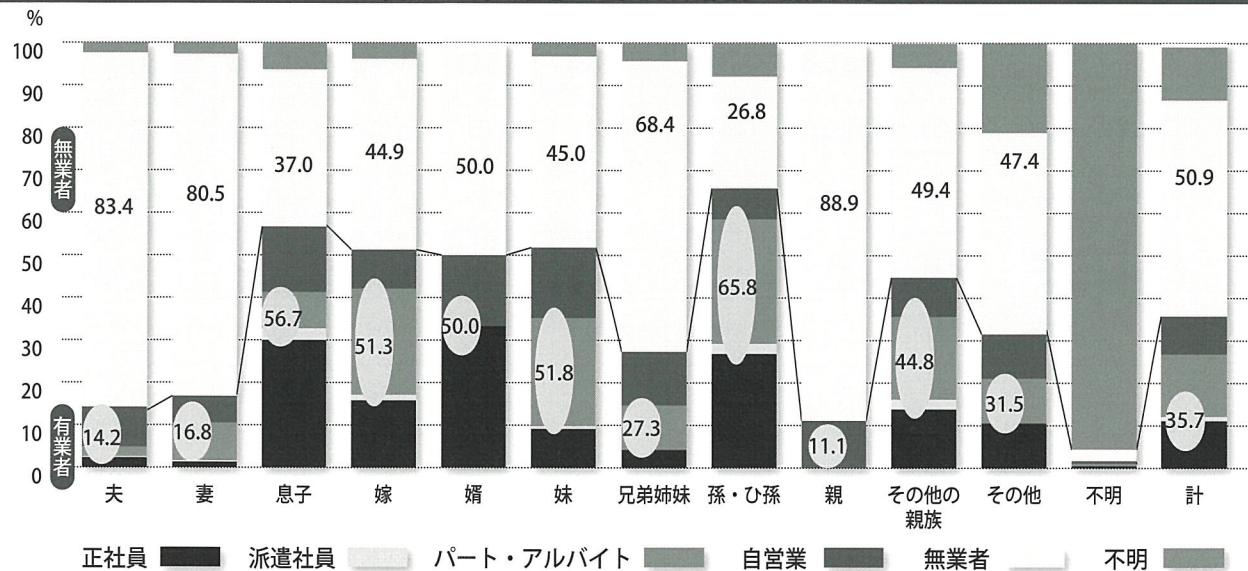
## 男性介護者の支援課題

### －仕事と介護の両立支援という課題

介護しながら働いている人（ワーキングケアラー）はどうくらいに上るのだろうか。総務省の2012年就業構造基本調査の概要がその疑問に答えている。これは5年に一度実施される大規模調査だが、そこには、いまワーキングケアラーは291万人、うち男性が131万人、女性が160万人という驚きの数字が並んでいる。全有業者では4.5%だが50代後半の労働者では1割を超えており（図表2）。さらにこの調査では全介護者が5,574千人と推計されており、実にその半数以上（52.2%）が有業者ということになる。そして過去5年間（2007年10月～2012年9月）に家族の介護のために離職した人は48万7千人に上っている<sup>6</sup>。

これまで、介護に専念する人と家計の大黒柱として就労する人がそれぞれに存在することが家族として当然視されてきた。各自それぞれに家族内の分業があり、豊富な家族資源の合理的な割振りを通して、家族に生ずるリスクを何とか最小限に封印してきた。苦しいながらもそのことが逆に家族の結束を補強する縛にもなった。このシステムが機能している限りにおいて介護と仕事は家族内においてごく自然に統合されてきた。これが私たちの脳裏に刻まれた介護するということと働くということの関係だった。でもこの記憶はもはや常識でも現実でもそして合理的でもなくなつたようだ。

図表3 認知症者の「主たる介護者」の就労状況



出所：日本医療福祉生活協同組合連合会「認知症者の生活支援実態調査と支援方策の開発に関する臨床研究事業」(2012)より筆者作成。同調査については、脚注7を参照のこと。

前述した2012年就業構造基本調査では、介護者の半数以上が有業者であることを明らかにしているが、日本医療福祉生協連合会が実施した認知症調査<sup>7</sup>もまたこうしたワーキングケラーの実態を裏付けるような結果を示している。図表3はこの調査に示された認知症者の主たる介護者の続柄別に見た有業者率である。特段の困難が指摘される認知症者の介護においても、その主たる介護者である息子や娘、嫁や婿、孫の有業率は押しなべて5割を超えており、老老介護で多くがリタイア組と思われる配偶者間介護でさえ夫の14.2%、妻の16.8%が有業者だ。介護者の世界では、もう働きながらの介護は多数派になっているのである。

働く場面では仕事と介護の問題が見事に可視化しその両立支援の可能性が政策的課題になっている(佐藤・矢島2014)が、一方、在宅場面での仕事と介護を巡っては働く介護者を支援する介護資源の不在から二者択一的に分裂している。この社会が抱える仕事と介護を巡る環境の反転という重いリアルがある。

## 新しい「生き方モデル」 —働くことと介護すること—

男女雇用機会均等法が制定されてから30年。雇用における男女差別の撤廃というテーマがよう

やく社会経済の表舞台にあがつたが、採用や処遇面での局地的な前進はあったものの母性保護などの支援ではむしろ極端に後退し雇用環境での男女平等にはなお道遠し、課題を山積させている。「24時間戦えますか!」とビジネスマンを鼓舞したドリンク剤のCMのように、余暇も家族も社会活動もすべてを犠牲にして仕事一筋に適合させるかのような従来の男社会で見られた働き方のスタイル。「私つくる人、僕食べる人」と性別役割分業を刷り込んだ食品CMのような働き方と暮らし方のシステム。このスタイルとシステムの是非を問い合わせ、正していくということなしに女性もただその道をなぞっていくということだけでは、男女の雇用環境の平等化や「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」に影響することはなかったのだ。女性の働き方の男性化とでもいうようなワーク・ライフ・アンバランスな働き方の蔓延は、男女を問わず雇用と就労、生活の環境をますます窮屈なものとしているようだ。

このようなアプローチに限界が広く合意されたのだろう、「男のように働く」キャリア女性を支援するのではなく、最近では働き方の多様性を強調する「ダイバーシティ推進」がキーワードとなって広がっている、という。武石恵美子は「女性に対して男性と同様の能力発揮、キャリア形成を求めていくというアプローチに限界があったことが指摘できる」と「男

性の働き方を前提にすると、女性が働き続けることを支援する両立支援の在り方も問題となる」というのだ。さらに武石は、男性にも、従来の「男性並み」に働くことのできない人たちの存在に着目しつつ、性別に関わらず多様な労働者のニーズに着目した人事政策や職場マネジメントの重要性を主張している(武石 2011)。

こうした女性の労働環境と、全く同様の構造を男性の介護環境も抱えているようである。男女が共に介護を担う時代、というのはこれまでのようには家族介護を当然視し、またこれを正当化するということではないはずである。男女が共に手を携えて、家族と自分の老後を安心して託すことが可能な、これまでとは違う新しい介護のスタイルとシステムを創造していくことに他ならない。すなわち、100万人を超える男性のこうした介護と暮らしの実態が教えていることは、働く女性たちが「男性のような働き方」に対して異議申し立てているように、介護する男性もまたこれまでの女性たちと「同じように」介護しようということではないということではないか。これまでの女性が担ってきた無償且つ無制限・無限度の家族介護労働によってのみ成り立ってきた介護のスタイルとシステムをただただなぞっていくだけでは、いまこの社会が抱えている深刻な介護問題はけっして解決しないということではないか。

男女が共に介護を担う時代ということは、介護に耐性力のある新しい社会の幕開けとなるようなものでなければならないはずだ。だとすれば、「ケアメンを生きる」という男性介護者の生き方モデルは、上記の文脈に照らせば、インパクトの大きな創造性豊かな意味ある生き方に連なっていくに違いないし、またそうでなければこれまでの多くの女性介護者が呻吟し耐えてきた艱難を男性もただ甘受すればいいことになってしまふ。

団塊世代のすべて後期高齢者の仲間入りするまで、あと10年。介護と共生可能な社会モデルの実現を目指すプロジェクトのチャレンジは続く。■

### 《注》

- 1 総理府「平成24年就業構造基本調査」
- 2 男性介護者と支援者の全国ネットワークの調べでは、ケアメングループや支援活動が全国100か所にも広がっている(同ネット『ケアメングループ・プロフィールシート』2013年11月～2014年3月調べ)
- 3 国民健康保険中央会「介護費等の動向」(平成27年1月)による
- 4 日本ケアラー連盟は、2010年に「介護者支援の推進に関する法律案(仮称)政策大綱(素案)」を提示した。その後2011年、2012年に修正しつつ議論を呼び掛けている。
- 5 男性介護者の介護実態は、男性介護者と支援者の全国ネットワーク『男性介護者100万人へのメッセージ-男性介護体験記-』第1集(2009年)～5集(2014年に約500人の介護体験を記している)。
- 6 『日経ビジネス』No.1758(2014.9.22)は、さらに衝撃的な特集を組んだ。「隠れ介護1300万人の激震」「エース社員が突然いなくなる」。渥美由喜氏らの推計によれば職場同僚に知られることなく介護を担っている人が1300万人に上るという。
- 7 日本医療福祉生活協同組合連合会が2012年に実施した「認知症者の生活支援実態と支援方策の開発に関する臨床研究事業」(厚労省助成事業)による。同調査事業の詳細は『同報告書』(2013年3月発行)。同連合会傘下の介護支援事業所ケアマネジャーより収集した4,657人の認知症者と家族の情報を分析対象としている。

### 《参考文献》

- 津止正敏・斎藤真緒(2007)『男性介護者白書—家族介護者支援への提言—』かもがわ出版。
- 上野千鶴子(2007)「女はあなたを看取らない」『中央公論』(第122巻第11号)160-167。
- 男性介護者と支援者の全国ネットワーク(2009～2013)『男性介護者100万人へのメッセージ(第1～5集)』クリエイツかもがわ。
- 杉浦浩美(2009)『働く女性とマタニティ・ハラスメント—「労働する身体」と「産む身体」を生きる』大月書店。
- 春日キヨコ(2010)『変わる家族と介護』講談社。
- 武石恵美子(2011)「雇用における機会と待遇の均一化現状と今後の政策課題—』『ジュリスト』(No.1424)15-21。
- 津止正敏(2013)『ケアメンを生きる—男性介護者100万人へのエール—』クリエイツかもがわ。
- 佐藤博樹・矢島洋子(2014)『介護離職から社員を守るワーク・ライフ・バランスの新課題-』労働調査会。
- 斎藤真緒(2015)「家族介護とジェンダー平等をめぐる今日的課題—男性介護者が問いかけるもの』『日本労働研究雑誌』(No.658)35-46。
- 湯原悦子(2015)「介護殺人事件の裁判における社会福祉専門職の関与に関する研究」『社会福祉学』(第56巻第1号)116-127。